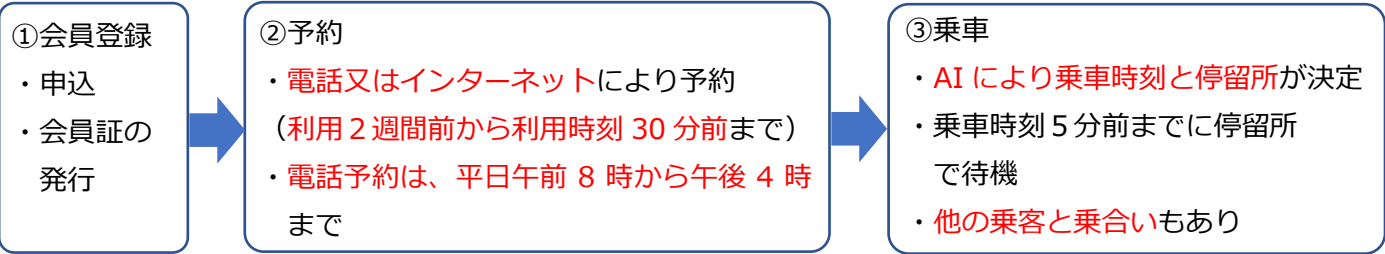


資料 2

Ⅱ 検証にかかる指標について（目標値は、令和 7 年 5 月末と 9 月末時点で確認することとする。）



- ・検証結果をもとに、必要に応じて運行内容を改善します。
- ・検証結果及び運行内容の変更案は、高浜市地域公共交通会議において報告又は協議するものとします。

	令和5年度				令和6年度						
	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
地域公共交通会議 ※必要に応じて開催	■			■			■				
	・実証運行計画		・運営及び運行事業者決定報告 ・停留所設置の進め方			・運賃	・停留所設置場所報告 ・運行内容				
運行形態変更											
運営事業者 (システム事業者)		★ 運営事業者決定									
運行事業者			★ 運行事業者決定		実証運行許可(21条) 申請書作成・提出			運輸支局審査・認可			
停留所		モデル地区・スポンサー募集・地域と調整				マップ作成		停留所看板設置			
周知・PR								広報・HP・LINEによる事前周知			
実証運行											実証運行